

労働者派遣事業に係る情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり情報提供します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

事業所名称	オリックス・ファシリティーズ株式会社 京都本店	
事業所の所在地	京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町 99 番地	
派遣労働者数		4 名
派遣先事業所		2 事業所
マージン率		23.7 %
労働者派遣の料金	(1 日あたりの額)	24,449 円
派遣労働者の賃金	(1 日あたりの額)	18,655 円

※「1 日あたり」は、8 時間とする。

事業所名称	オリックス・ファシリティーズ株式会社 東京本社	
事業所の所在地	東京都港区港南 1-8-15 Wビル 9 階	
派遣労働者数		0 名
派遣先事業所		0 事業所
マージン率		0 %
労働者派遣の料金	(1 日あたりの額)	0 円
派遣労働者の賃金	(1 日あたりの額)	0 円

★マージン率とは

マージン率は、派遣先から頂いた派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもの。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

★マージン率に含まれる費用

・社会保険費用・・・派遣労働者の社会保険料（健康保険料、厚生年金、介護保険、雇用保険の

会社負担分)

- ・有給休暇費用・・・派遣労働者が有給休暇を取得した際の費用の会社負担分
- ・会社運営経費・・・広告宣伝費（求人広告等含）、教育訓練費用、健康診断費用など、事業運営に必要な費用の会社負担分

2. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か	締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3. キャリア形成支援制度に関する事項

情報セキュリティ教育 ビジネスマナー教育 人財派遣のシステム（基礎）